

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	令和8年度復興庁予算のポイント －第3期復興・創生期間初年度の予算－
著者 / 所属	瀬戸山順一 / 国土交通委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	481号
刊行日	2026-3-3
頁	132-143
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20260303.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

令和8年度復興庁予算のポイント

— 第3期復興・創生期間初年度の予算 —

瀬戸山 順一

(国土交通委員会調査室)

《要旨》

「第3期復興・創生期間」の初年度である令和8年度の復興庁予算においては、復興の基本方針を踏まえ、復興のステージに応じた被災地のニーズにきめ細かく対応し、必要とされる復興施策を着実に推進するため、総額4,492億円が計上されている。

原子力災害被災地域では、中間貯蔵施設関連事業、帰還・移住等の促進、ALPS処理水の海洋放出等に伴う風評の払拭などの本格的な復興・再生に向けた取組とともに、「創造的復興の中核拠点」となる福島国際研究教育機構に係る施設整備等を進める。また、地震・津波被災地域では、心のケア等の被災者支援の取組を進める。

1. はじめに¹

平成23年3月11日の東日本大震災の発災から、間もなく15年の節目を迎える。この間、政府は、平成23年度から5か年の「集中復興期間」、続く平成28年度から5か年の「(第1期)復興・創生期間」、そして令和3年度から5か年の「第2期復興・創生期間」を通じて、様々な復興施策を講じてきた。その結果、地震・津波被災地域においては、ハード整備や住まいの再建はおおむね完了し、産業や生業なりわいに関する取組も進展して成果を挙げてきた一方で、中長期的な課題として、被災者の心のケアなどへの対応が求められている。

原子力災害被災地域においては、令和2年3月までに帰還困難区域を除いた全ての地域で避難指示の解除が実現し帰還環境の整備が進むとともに、帰還困難区域内に設定された6町村(双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村及び葛尾村)の特定復興再生拠点区域では令和5年11月までに避難指示が全て解除された。さらに、同年6月に成立した改正福島復興再生特別措置法により創設された「特定帰還居住区域」制度に基づき、同年12月以

¹ 本稿は令和8年2月6日現在の情報に基づき執筆している。なお、予算額は、四捨五入によっているため、合計が一致しないものがある。

降、6市町村（大熊町、双葉町、浪江町、富岡町、南相馬市及び葛尾村）において順次、除染・家屋解体等が進められるなど、復興・再生に向けた取組が本格的に始まっている²。一方で、地域によって復興の段階も様々であり、それぞれの地域の実情や特殊性を踏まえながら、着実に取組を進めることが求められている。

また、福島復興・再生の大前提となる東京電力福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）の廃炉を着実に進めるため、先送りできない課題であったALPS処理水の処分（海洋放出）³が令和5年8月に開始され、令和6年9月以降、2号機での燃料デブリ（溶けた燃料等が冷えて固まったもの）の試験的取出しに着手するなど、廃炉作業は次の段階に移行したものの⁴、事故収束や環境再生には長期にわたる取組が求められている。

政府は、復興事業全体の在り方について見直しを行い、令和7年6月に「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」（以下「令和7年基本方針」という。）を閣議決定した。同基本方針では、第2期復興・創生期間の次の5年間で「第3期復興・創生期間」と位置付け、復興に向けた様々な課題について、まずは第3期復興・創生期間で何としても解決していくとの強い決意で、総力を挙げて取り組むとしている。

本稿では、第3期復興・創生期間の初年度である令和8年度の復興庁予算のポイントを紹介する。

2. 第3期復興・創生期間における復興事業の規模と財源（図表1）

政府は、第2期復興・創生期間までの各復興期間において、復興事業の規模の見込みを示した上で、あらかじめ財源を示す「復興財源フレーム⁵」を定めてきたところ、令和7年基本方針において、第3期復興・創生期間における復興財源フレームが、以下のとおり示されている。

- ・次の5年間は復興に向けた課題を解決していく極めて重要な期間であり、本基本方針

² 避難指示解除区域全体の居住者数は、平成29年4月時点では約0.4万人であったが、令和7年8月時点では約1.8万人にまで増加している。なお、福島県内外で避難生活を続けている人の数は、ピーク時（平成24年5月）には約16.5万人に上ったが、令和7年11月1日時点では約2.37万人（県外約1.92万人、県内約0.45万人）となっている（復興庁「全国の避難者数」（令和7年12月5日））。

³ 「ALPS処理水」とは、福島第一原発の建屋内にある放射性物質を含む水（汚染水）について、多核種除去設備（ALPS）等により、トリチウム以外の放射性物質を、安全基準を満たすまで浄化した水のこと。海洋放出に当たっては、トリチウムについても安全基準を十分に満たすよう海水で大幅に薄めた上で計画的に行うとともに、国内外の機関がモニタリング・評価を実施し、その結果を公表しており、処理水の安全性や海洋放出が安全に行われていることが確認されている。

⁴ 東京電力は、福島第一原発の廃炉に向けて、平成23年12月に決定された「中長期ロードマップ」（令和元年12月第5次改訂）に基づき、作業を進めており、同ロードマップでは、原子炉の冷温停止状態等を達成した平成23年12月から使用済核燃料の取出し開始（平成25年11月）までの期間を第1期、燃料デブリの取出し開始までの期間を第2期、それ以降廃炉完了までの期間（令和23年～令和33年）を第3期と位置付けている。

⁵ 復興財源フレーム対象経費では、復興事業費から東京電力への求償対象経費、復興債償還費等は除外等されている。そのため、求償対象経費等を含む復興関連予算としては、令和6年度までの14年間の執行見込額は41.5兆円となっている（復興庁「令和6年度東日本大震災復興関連予算の執行状況について」（令和7年7月31日））。なお、福島第一原発の事故処理に要する費用は、令和5年12月時点での想定では23.4兆円（廃炉：8兆円、被災者賠償（除染・中間貯蔵を含む。）：15.4兆円）と試算されており、廃炉費用については東京電力が負担し（原子力損害賠償・廃炉等支援機構に積み立て）、被災者賠償費用については、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づき、国が交付国債を発行し、同機構を通じて東京電力に資金を援助した上で、後年に電力会社による負担金や国費（エネルギー対策特別会計）等により回収する仕組みとなっている。

に沿って今の5年間以上に力強く復興施策を推進していくための財源を確保する。

- ・現時点で、令和8年度から5年間の復旧・復興事業の規模は1.9兆円程度と見込まれ、令和7年度までの事業規模が33兆円程度と見込まれることを踏まえると、令和12年度までの20年間の事業規模については、34.9兆円程度となると見込まれる。この中で、福島県については、県や市町村が進めている事業を十分に確保した上で、次の5年間の全体の事業規模が今の5年間を十分に超えるものと見込まれる。
- ・平成23年度から令和7年度までの15年間における復旧・復興事業に充てることとした32.9兆円程度の財源について、復興特別所得税収や税外収入の実績等を踏まえると、34.9兆円程度となり、事業規模と見合うものと見込まれる。
- ・なお、今後、さらなる物価高騰や新たな政策課題が生じた場合には柔軟に対応する。

また、復興庁は、被災3県の事業規模の内訳として、福島県1.6兆円程度、岩手県0.1兆円程度、宮城県0.1兆円程度との見込みを、分野別の事業規模の内訳として、被災者支援0.1兆円程度、住宅再建・復興まちづくり0.2兆円程度、産業・生業の再生0.2兆円程度、原子力災害からの復興・再生0.7兆円程度、創造的復興⁶0.3兆円程度、震災復興特別交付税などその他0.4兆円程度との見込みをそれぞれ示している⁷。

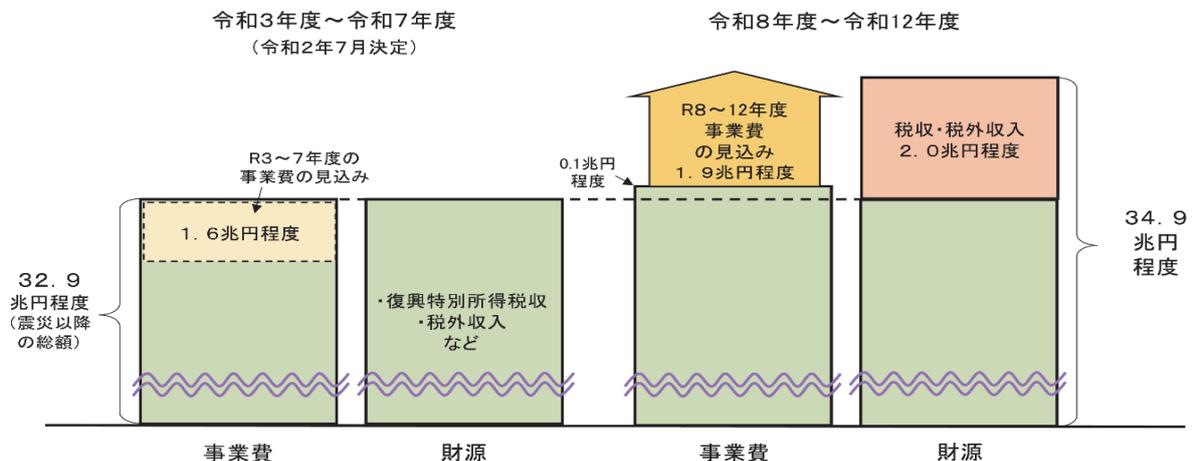
図表1 第3期復興・創生期間における事業規模と財源

○ 事業規模については、

- ・次の5年間(令和8～12年度)は、1.9兆円程度、
- ・震災から令和7年度までは、33.0兆円程度、

これらを合わせて、令和12年度までで、34.9兆円程度と見込まれる。

○ 財源については、34.9兆円程度となり、事業規模と見合うものと見込まれる。



※ 今後、さらなる物価高騰や新たな政策課題が生じた場合には柔軟に対応する。

(出所) 復興庁資料

⁶ 「東日本大震災復興構想会議の開催について」(平成23年4月11日閣議決定)において、「復旧の段階から、単なる復旧ではなく、未来に向けた創造的復興を目指していく」とこととされ、第2次安倍内閣発足時の「基本方針」(平成24年12月26日閣議決定)においても、「単なる「最低限の生活再建」にとどまることなく、創造と可能性の地としての「新しい東北」をつくりあげる」ことが掲げられている。

⁷ 復興庁ウェブサイト<https://www.reconstruction.go.jp/files/user/topics/main-cat8/sub-cat8-3/3_202506_sankou.pdf>。

3. 令和8年度復興庁予算のポイント

(1) 令和8年度復興庁予算の全体像(図表2及び3)

令和8年度東日本大震災復興特別会計の歳出予算額6,334億円(前年度当初予算比2.0%減⁸⁾のうち、復興庁予算として総額4,492億円⁹(同7.6%減)が計上されており、前年度比で2年ぶりに減額となった。その主な要因は、後述する社会資本整備総合交付金(復興枠)の減額や、特定復興再生拠点区域事業等の進捗によるものである。令和8年度予算は、令和7年基本方針や概算要求に係る基本的考え方¹⁰を踏まえ、心のケア等の被災者支援など中長期的な対応が必要なものについて、ソフトランディングのため真に必要な範囲で復興施策による対応を行う、復興のステージの進展に応じて、既存の事業の成果等を検証しつつ、効率化を進め、被災地の復興のために真に必要な事業に重点化するとの方針の下、編成されている。

分野別では、被災者支援181億円(同9.0%減)、住宅再建・復興まちづくり395億円(同41.5%減)、産業・生業の再生700億円(同93.9%増)、原子力災害からの復興・再生2,895億円(同13.7%減)、創造的復興275億円(同22.8%増)、東日本大震災の教訓継承事業0.1億円(同66.7%減)、復興庁一般行政経費等46億円(同6.1%減)となっている。

なお、令和8年度予算における復興財源フレーム対象経費は、予備費を除き4,112億円である。

以下、分野ごとに前年度当初予算との比較で増減の大きな事業を中心に令和8年度予算のポイントを見ていくこととする。

⁸ 復興庁所管予算は減額となる一方、各府省所管予算は、前年度当初予算比で15.2%(243億円)の増となっている。その主な要因は、国債整理基金特別会計への繰入等(財務省所管)の増(前年度当初予算比116.7%(316億円)増)である。

⁹ 復興庁独自執行分は847億円(前年度当初予算比1.1%減)、復興庁予算に一括計上されている各府省庁執行分は3,645億円(同9.1%減)である。

¹⁰ 復興庁「令和8年度復興庁予算概算要求に係る基本的考え方」(令7.8.8)

図表2 令和8年度復興庁予算（当初）総括表

（単位：億円）

区 分	令和7年度 当初予算額	令和8年度 概算決定額	対前年度比
			(%)
復 興 庁	4,864	4,492	▲ 7.6
1. 被災者支援	199	181	▲ 9.0
・被災者支援総合交付金	77	55	▲ 28.6
・緊急スクールカウンセラー等活用事業	14	11	▲ 21.4
・被災児童生徒に対する学習支援等のための教職員加配	11	9	▲ 18.2
・被災者生活再建支援金補助金	7	5	▲ 28.6
・地域医療再生基金	35	61	74.3
・その他	55	40	▲ 27.3
2. 住宅再建・復興まちづくり	675	395	▲ 41.5
・家賃低廉化・特別家賃低減事業	230	211	▲ 8.3
・社会資本整備総合交付金	260	13	▲ 95.0
・森林整備事業	39	36	▲ 7.7
・災害復旧事業	96	133	38.5
・その他	50	3	▲ 94.0
3. 産業・生業(なりわい)の再生	361	700	93.9
・福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業	22	37	68.2
・福島県農林水産業復興創生事業	37	33	▲ 10.8
・漁業・養殖業復興支援事業	44	201	356.8
・被災地次世代漁業人材確保支援事業	21	21	0.0
・水産業復興販売加速化支援事業	41	37	▲ 9.8
・福島県における観光関連復興支援事業	5	5	0.0
・自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金	110	275	150.0
・その他	81	90	11.1
4. 原子力災害からの復興・再生	3,355	2,895	▲ 13.7
・特定復興再生拠点整備事業	199	72	▲ 63.8
・特定帰還居住区域整備事業	620	488	▲ 21.3
・中間貯蔵関連事業	1,045	991	▲ 5.2
・放射性物質汚染廃棄物処理事業等	413	297	▲ 28.1
・復興情報提供・地域情報発信 （風評払拭・リスクコミュニケーション強化）	20	22	10.0
・福島再生加速化交付金 ^{※1}	599	591	▲ 1.3
・福島生活環境整備・帰還再生加速事業	52	52	0.0
・放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業	37	38	2.7
・その他	379	358	62.7
5. 創造的復興	224	275	22.8
・福島国際研究教育機構関連事業 ^{※2}	164	186	13.4
・イノベ地域復興実用化開発等促進事業	45	74	37.0
・移住等の促進			
・その他	16	14	366.7
6. 東日本大震災の教訓継承事業	0.3	0.1	▲ 66.7
7. 復興庁一般行政経費等	49	46	▲ 6.1

（注）計数整理の結果、異同を生じることがある。また、金額は単位未満四捨五入によるため合計が一致しないものがある。

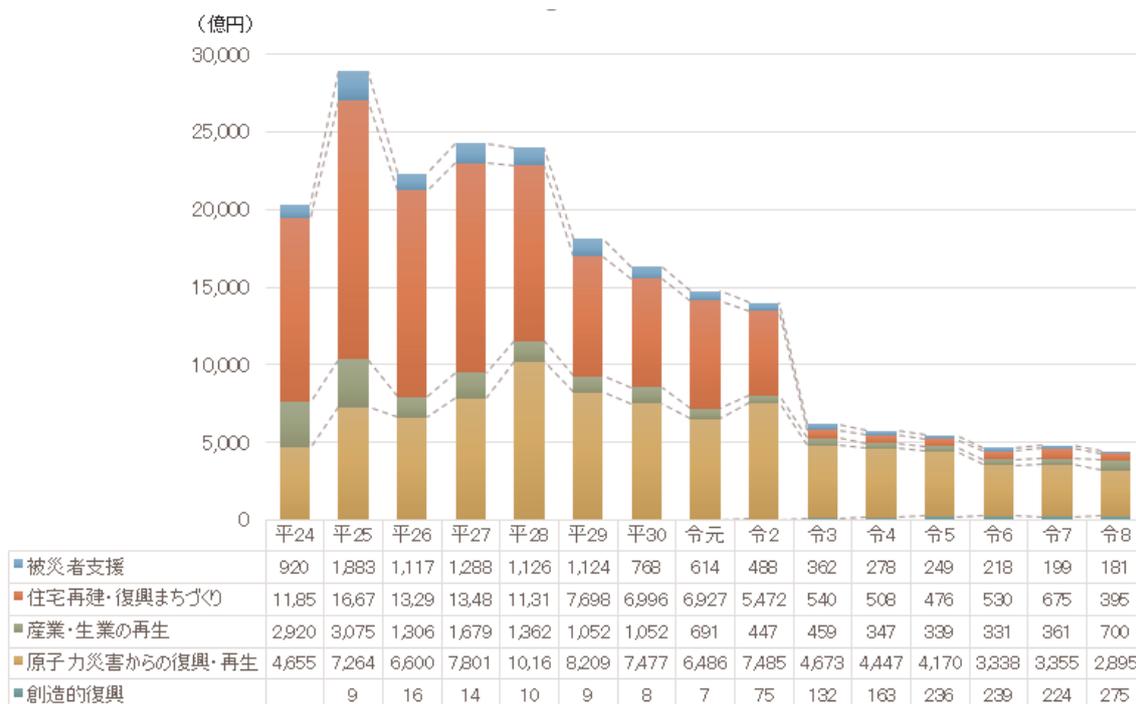
令和7年度当初予算額は、令和8年度概算決定額との比較対照のため、組替え掲記したものがある。

※1 他事業との重複あり。

※2 別途、共管省の一般会計予算にも研究開発費等を計上（13億円）、全体で200億円（R8年度）。

（出所）復興庁「令和8年度復興庁予算概算決定総括表（東日本大震災復興特別会計）」等より作成

図表3 復興庁予算（当初）における主要5分野に係る予算額の推移



注1 令和8年度を除く各年度の予算額は、翌年度予算において前年度予算額として掲載されている金額。
 注2 創造的復興の予算区分は、令和3年度からのため、元年度以前は「新しい東北」区分の予算額（平成24年度は計上なし、25年度は他区分（東日本大震災復興推進調整費）による執行分）を記載（令和2年度は注1のとおり）。
 （出所）復興庁「各年度予算概算決定」より作成

（2）被災者支援

被災者の心のケア、被災した子どもに対する支援など、きめ細かな支援を実施することとしている。ただし、地震・津波被災地域における心のケア等の被災者支援や子どもに対する支援等については、令和7年基本方針において「中長期的な対応が必要なものがあり、第2期復興・創生期間の後も引き続き必要な支援が行えるよう、被災地の状況を丁寧に把握し関係省庁等が連携しながら、復興施策以外の政府全体の施策への移行やその活用により対応するとともに、ソフトランディングのため真に必要な範囲で第2期復興・創生期間の後も復興施策による対応も行う」とされている¹¹。

復興の進展によって生じる「心身のケア」、「コミュニティ形成・再生」、「住宅・生活再建の相談支援」及び「心の復興」等の課題に対応するため、地方公共団体等における被災者支援の取組を一体的に支援する「被災者支援総合交付金」については、地震・津波被災地域における取組の進捗状況などを踏まえ、前年度当初予算比で減額となっている（令和7年度予算77億円→令和8年度予算55億円）。

一方で、「双葉地域における中核的病院」の整備¹²、「福島県ふたば医療センター附属病

¹¹ 令和7年基本方針24頁。なお、福島県については原子力災害による影響を踏まえ別途対応することとされている。

¹² 「双葉地域における中核的病院整備基本構想」（令和5年11月福島県病院局）において示された整備スケ

院」の運営支援など、避難指示が解除された区域における医療提供体制の再構築を支援するため、福島県に造成された「地域医療再生基金」の積み増しを行うための「地域医療再生臨時特例交付金」については、基金事業の進捗を踏まえ、前年度当初予算比で増額となっている（令和7年度予算35億円→令和8年度予算61億円）。

（3）住宅再建・復興まちづくり

これまでの復興施策により、地震・津波被災地域では、住まいの再建・復興まちづくりはおおむね完了したが、管理開始後10年間の支援が予定されている災害公営住宅の「家賃低廉化・特別家賃低減事業¹³」を継続するほか、帰還困難区域内の「災害復旧事業」等についての支援を実施することとしている。

「社会資本整備総合交付金（復興枠）」については、原子力災害被災地域である福島県で実施している道路事業において、令和7年度は大規模なトンネル工事等が完成する予定であり、令和8年度は、新たな箇所について、事業実施に必要な調査設計等を行う予定であるため、前年度当初予算比で減額となっている（令和7年度予算260億円→令和8年度予算13億円）。

なお、沿岸被災地の土地活用に関する地域の個別課題にきめ細かく対応するため、土地活用ノウハウの共有等により被災自治体の取組をワンストップで推進することを目的として、令和3年度予算から計上されてきた「ハンズオン型ワンストップ土地活用推進事業」（令和7年度予算1億円）については、予定どおり令和7年度までで終了する¹⁴。

また、東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂や、震災の記憶と教訓の後世への伝承とともに、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信のために、被災3県において中核的施設となる丘や広場等を整備する「国営追悼・祈念施設整備事業」（令和7年度予算41億円）について、未整備であった福島県において、令和7年度内に施設が完成する予定であるため、令和8年度予算では計上されていない¹⁵。

（4）産業・生業の再生

福島県の営農再開に向けた取組を強化するとともに、ALPS処理水の処分に伴う対策として水産業¹⁶、観光等への支援を継続するほか、地域住民の帰還や産業の立地を促進する

ジュールでは、令和11年度以降を想定しつつ、できる限り早期の開院を目指し、令和6年度に基本計画、令和7年度から令和8年度に調査、基本・実施設計、令和8年度から造成、建築工事などと記されている。同構想を踏まえ令和7年3月に策定された「双葉地域における中核的病院整備基本計画」において示された整備スケジュールでも、同構想の方向性から大きな変更はない。

- ¹³ 家賃低廉化事業のうち、新たに用地を取得した場合の支援期間は管理開始後20年間となっており、最長で令和22年度まで継続される。
- ¹⁴ 同事業は令和7年度までで終了するものの、令和8年度以降に被災自治体が主体的に事業を実施できるよう、ノウハウの継承を促進するほか、必要に応じて、復興庁において相談を受け、政府全体の施策の情報を含め、土地活用に向けた事例の紹介や助言等を行うこととしている（令和7年基本方針24頁）。
- ¹⁵ 国営追悼・祈念施設を含む「福島県復興祈念公園」は令和8年4月25日に開園する予定となっている（福島県ウェブサイト<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/life/866156_2538035_misc.pdf>）。
- ¹⁶ 政府は、ALPS処理水の海洋放出以降の一部の国・地域の輸入規制強化等を踏まえ、科学的根拠に基づかない措置の即時撤廃を求めていくとともに、全国の水産業支援に万全を期すべく、既に用意した800億円の基

ため、原子力災害被災12市町村¹⁷等へ進出した企業への支援を実施することとしている。

ア 福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業

本事業は、福島第一原発事故の影響により農畜産物生産の断念を余儀なくされた原子力被災地域の復興に向けて、令和7年度までは個別に実施されてきた、「福島県営農再開支援事業」、「原子力災害被災12市町村農業者支援事業」及び「福島県高付加価値産地展開支援事業」の3事業を統合し、福島県に設置した基金を通じて一体的に推進することにより、営農再開の加速化・広域的な高付加価値産地の創出を支援することを目的とするものである。

令和8年度予算では、福島県に設置した基金を積み増すため、前年度当初予算比で増額となっている（令和7年度予算22億円（統合前の合計）→令和8年度予算37億円）。

イ 漁業・養殖業復興支援事業

本事業は、地域で策定した復興計画に基づき、漁業の本格的な復興・再生に向けて生産量の回復を目指す事業を行う漁業協同組合等や、養殖業の早期再開、経営再建等に取り組む養殖業者等に対し、操業費用や新船導入等に必要な経費を助成するものである。これらに必要な経費は、特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構に造成された「水産業体質強化総合対策事業基金（漁業・養殖業復興支援事業助成勘定）」を通じて、漁業協同組合等に対して助成されており、同機構には、令和7年度までに計968億円の補助金が交付されている。同基金の残高は、令和6年度末時点では224億円であり、令和7年度末時点では150億円と見込まれている。

こうした中、令和3年に福島県の沿岸漁業が試験操業を終了し本格操業に向けた移行段階に入ったこと、令和5年にはALPS処理水の海洋放出を受け安定した操業への不安が高まったこと等により、漁業の本格的な再開に向けた生産活動を支援する本事業の活用要望は増大している。特に、福島県は、いまだ沿岸漁業の水揚量が回復していないこと、造船所のスケジュールによりこれまでの復興計画に参加できなかった漁業者が少なくないこと等から、第2期復興・創生期間後の事業継続を強く要望している。これらを踏まえ、令和8年度予算では、令和8年度以降に新たに認定する復興計画に基づく事業の所要額を確保するため、前年度当初予算比で増額となっている（令和7年度予算44億円→令和8年度予算201億円）。

ウ 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金

本補助金は、震災及び原子力災害によって産業が失われた福島浜通り地域等の15市町村¹⁸において、工場等の新增設を支援し企業立地を促進することで、被災者の「働く場」を確保し、雇用の創出及び産業集積を図り、自立・帰還を加速させるとともに、原子力

金による支援や東京電力による賠償に加え、令和5年度一般会計予算予備費207億円を活用して、特定国・地域依存を分散するための緊急支援（水産物の新たな需給構造構築に向けて、新たな輸出先の開拓や新たな輸出先のニーズに応じた加工体制の強化を支援）を実施するため、総額1,007億円からなる「水産業を守る」政策パッケージを令和5年9月に策定し、同パッケージに基づく取組を実施している。また、令和5年度、6年度補正予算により、ALPS処理水関連の輸入規制強化を踏まえた追加的支援を措置している。

¹⁷ 田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

¹⁸ 原子力災害被災12市町村に、津波の被害を受けた3市町（いわき市、相馬市、新地町）を加えた15市町村。

災害被災12市町村において、住民の帰還や産業の立地を促進するため、商業施設等の立地を支援し商業回復を進めることを目的としている。これらの支援に必要な経費は、公益財団法人福島県産業振興センターに造成された「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業基金」を通じて、民間企業等に対して補助されており、同センターには、平成28年度以降、令和2年度を除き、毎年度当初予算により、本補助金が交付されてきた。

令和8年度予算では、令和7年6月に「地域の稼ぎ」など新たな視点を追加して改定した「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」や、令和6年秋のレビュー¹⁹等の指摘を踏まえ、企業誘致を促進するとともに、復興に資するよう事業者へ地域貢献を促すため、地元企業との取引を要件に入れるなど、事業の仕組みを一部見直すこととした上で、前年度当初予算比で増額となっている（令和7年度予算110億円→令和8年度予算275億円）。

（5）原子力災害からの復興・再生

特定復興再生拠点や特定帰還居住区域の整備、中間貯蔵関連事業等を着実に実施するとともに、風評払拭及び放射線に関するリスクコミュニケーションの取組を強化するほか、避難指示解除区域における生活環境の整備を推進することとしている。

ア 特定復興再生拠点整備事業

本事業は、帰還困難区域のうち、避難指示を解除し、帰還者等の居住を可能とすることを旨とする「特定復興再生拠点区域」の復興・再生を推進するため、国から認定された特定復興再生拠点区域復興再生計画に沿って、同区域の整備に必要な除染や家屋解体等を行うことを目的としている。同計画が認定されている6町村（双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村及び葛尾村）においては、除染工事はおおむね実施済みであるとして、令和5年11月までに当該6町村の全ての同区域で避難指示は解除されている。避難指示の解除後も、引き続き、除染工事等の進捗率の向上に取り組んでおり、除染工事の進捗率は9割超（令和5年11月末時点）、家屋等の解体工事の進捗率（申請受付件数比）は約95.1%（令和7年12月末時点）となっている²⁰。

令和8年度予算では、本事業の進捗を踏まえ、前年度当初予算比で減額となっている（令和7年度予算199億円→令和8年度予算72億円）。

イ 特定帰還居住区域整備事業

令和5年6月、2020年代をかけて特定復興再生拠点区域（拠点区域）外に帰還意向のある住民が帰還できるよう、市町村が、帰還困難区域内の拠点区域外に、避難指示を解除し、住民の帰還・居住を可能とする区域（特定帰還居住区域）を設定できる制度を創設する改正福島復興再生特別措置法が成立した。上記制度に基づき、令和7年7月までに、大熊町、双葉町、浪江町、富岡町、南相馬市及び葛尾村の6市町村において、特定

¹⁹ 令和6年11月に政府の行政事業レビューの一環として実施された秋の年次公開検証（秋のレビュー）では、本基金について、有識者から、より雇用を増やしたり、地域経済への効果が高い企業を誘致するよう要件を見直すべき等の指摘を受けていた。

²⁰ 環境省「データでみる福島再生」（2026年（令和8年）2月6日）

帰還居住区域復興再生計画が国からそれぞれ認定された。

本事業は、特定帰還居住区域の復興・再生を推進するため、認定された計画に沿って、同区域の整備に必要な除染や家屋解体等を行うことを目的としているが、令和8年度予算では、予算の執行状況²¹も踏まえ、前年度当初予算比で減額となっている（令和7年度予算620億円→令和8年度予算488億円）。

ウ 復興情報提供・地域情報発信（風評払拭・リスクコミュニケーション強化）

本事業は、被災地域全体の農林水産や観光等における風評の払拭に向けて、国内外への情報発信に取り組むとともに、福島県の地方公共団体自らが創意工夫により行う風評払拭に向けた取組について支援することを目的としている。

令和7年度までは、国自らが行う情報発信とは別に、福島県や県内の各市町村が情報発信を行うため、各団体に直接交付金を交付していたが、県主導による市町村との連携強化を通じた効果的な情報発信を行うため、令和8年度予算では、国による市町村への直接交付から、県経由による間接交付に交付方式を見直すこととした上で、大臣折衝により増額が認められた（令和7年度予算20億円→令和8年度予算22億円）。

（6）創造的復興

単に震災前の状態に戻すのではなく、「創造的復興」を実現するため、福島国際研究教育機構（F-REI）の取組や福島イノベーション・コースト構想（イノベ構想）に係る取組を実施することとしている。

ア 福島国際研究教育機構関連事業

本事業は、令和4年5月に成立した改正福島復興再生特別措置法に基づき、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指し令和5年4月に設立された、F-REIの運営等を支援するため、①研究開発の支援体制の整備など法人運営等に必要な経費、②F-REIの中核となる研究開発事業等（研究開発・産業化・人材育成）²²の実施に必要な経費、③施設整備等に向けた取組の実施に必要な経費を計上しており、令和8年度予算は、前年度当初予算比で増額となっている（令和7年度予算164億円→令和8年度予算186億円²³）。このうち、③の施設整備については、令和12年度までの復興庁設置期間内での順次供用開始が目標とされているが、可能な限り建設工事を前倒しし、本部施設棟については令和10年度の完成を目指すこととされており、令和8年度予算では、建物・敷地造成に係る設計・工事等を実施するため、69億円（前年度当初予算比81.6%増）が計上されている。

²¹ 令和6年度の執行率は34.6%、令和7年度への繰越額は約127億円となっている（行政事業レビュー見える化サイト<<https://rssystem.go.jp/project/cf03ceed-a203-4a92-a946-1fb777037199/report>>）。

²² F-REIにおいては、中期目標、中期計画等を踏まえながら、日本や世界の抱える課題、地域の現状等を勘案し、福島の優位性を発揮できる5分野（①ロボット、②農林水産業、③エネルギー、④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用、⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信）を基本とした研究開発を実施することとしている。なお、研究開発については、現在は施設が未整備であるため外部への委託研究が中心となっているが、安定的な研究体制の構築を目指し、今後直接雇用による研究事業を増やしていく予定である。

²³ 別途、東日本大震災復興特別会計の終了以降も見据え、F-REIの段階的・計画的な恒久財源等による運営への移行の一環として、F-REIを共同で所管する文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業、環境の5省の一般会計予算にも合計で13億円（うち研究費10.6億円）を計上している（復興特会分との合計額は200億円）。

なお、令和8年度以降のF-REIの予算等の在り方については、令和7年基本方針において、復興庁が中心となり、関係省庁の全面的参画の下で検討を行うこととされたことを踏まえ、令和7年8月、復興庁と共管5省は、令和8年度以降の予算の取扱いについて申合せを行っている²⁴。

イ イノベ地域復興実用化開発等促進事業（福島イノベーション・コースト構想推進施設整備等補助金）

本事業は、イノベ構想の実現に向け、福島浜通り地域等において、ロボット技術をはじめ、エネルギーや農業など多岐にわたる先端分野の地域復興に資する実用化開発を促進し、これら先端分野の課題の解決に向けて開発された技術や人材により、浜通り地域等の産業復興を支える新技術・新産業を創出することを目的としている。

令和8年度予算では、本事業の全国的な認知度が進み、近年多数の補助金申請を受けていることを踏まえるとともに、令和7年6月に改定した「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」の具体化に向けて、浜通り地域等への更なる企業等の呼び込みや地域課題の解決を促進するために必要となる費用等を追加するため、前年度当初予算比で増額となっている（令和7年度予算45億円→令和8年度予算74億円）。

（7）東日本大震災の教訓継承事業

令和5年8月、復興庁は、東日本大震災の教訓を継承するため、有識者による議論も踏まえ、発災から第1期復興・創生期間の終了に至るまでの10年間の政府の復興政策の経緯・課題等を取りまとめた「東日本大震災 復興政策10年間の振り返り」を公表し、国内外に広く展開を図ってきた。この10年間の振り返りに関する業務は、令和6年度で完了したが、令和8年度予算では、その更新に向けて、第2期復興・創生期間における政策や評価等に関する資料の収集・整理を行うとともに、復興施策の実施を担った行政経験者等へのヒアリングを行うこととしている（令和7年度予算0.3億円→令和8年度予算0.1億円）。

4. おわりに

東日本大震災の発災後、政府は、被災地の復興に向けて、最初の5年間は集中復興期間として集中して取り組むとともに、続く10年間は復興・創生期間として被災地の自立につながる地方創生のモデルとなることを掲げて取り組んできた。また、被災地では、人口減少や高齢化、産業の空洞化といった全国の地域に共通する中長期的な課題にも取り組んできた。令和8年度から始まる第3期復興・創生期間においても、復興に必要な財源を確保し²⁵、復興に向けた様々な課題の解決を目指すとともに、持続可能な地域づくりに向けて、

²⁴ 「令和8年度要求以降のF-REIの予算等の運営について」（令和7年8月8日関係省庁申合せ）。同申合せでは、例えば、研究開発費について、各年度の予算編成において、各省の要求・要望額を1/5ずつ復興特区以外に移行していくこと等の方針が示されている。また、令和7年基本方針では、今後の政府内の総合調整機能の在り方、一層効果的な研究開発等を進めるための予算や機動的かつ柔軟に予算を執行できる仕組み等についても、他の機関の例も参考にしながら検討を行うこととされている。

²⁵ 自由民主党と日本維新の会は、令和7年12月19日に令和8年度与党税制改正大綱を決定し、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置のうち、税率1%の防衛特別所得税（仮称）の開始時期について、令和9年1

これまで以上の取組が求められる。

(せとやま じゅんいち)

月からとした。併せて、足元で家計負担が増加しないよう復興特別所得税の税率（現行：2.1%）を1%引き下げるとともに、復興事業の着実な実施に影響を与えないよう、復興財源の総額を確実に確保するため、課税期間を令和29年まで10年間延長するとした。与党税制改正大綱を踏まえ、令和7年12月26日に「令和8年度税制改正の大綱」が閣議決定されている。